



令和8年度
幼稚園・保育園
認定こども園

入園あんない



那須町

目次

はじめに	1
申請について	2
必要書類	3
お願いや確認事項など	4
Q&A など	5
利用者負担額（保育料）	6
副食費（おかず・おやつ代）・主食費・納入方法について	7
利用者負担額（保育料）・副食費・主食費 月額一覧表	8
保育実施基準表	9
町内の教育・保育施設一覧	10
施設の紹介	11
支給認定申請書・入園申込書（兼保育児童台帳）＜記入例＞	19

はじめに



みんなで大切に「はじめの100か月」

○ こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。こども一人ひとりの思いや願いを大切にしていきます。

○ 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなとの「アタッチメント(愛着)」〈安心〉を土台として、「遊びと体験」〈挑戦〉を繰り返しながら成長していきます。

○ 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、すべての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。

○ 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会を支えていきます。

○ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

出典：こども家庭庁 「はじめの100か月の育ちビジョン」

教育・保育給付認定とは

○ 施設を利用するためには、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

年齢区分	保育の必要性		認定区分	利用できる施設
満3歳以上	なし	教育標準時間	1号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	保育標準時間 保育短時間	2号認定	保育園 認定こども園
満3歳未満	あり	保育標準時間	3号認定	保育園 認定こども園 小規模保育園等
		保育短時間		

1号認定を申請する場合

○ 1号認定を受けたい場合は各施設にお問い合わせください。(施設一覧 10 ページ)

2・3号認定を申請する場合

○ 基本的にお住いの市町村に申請します。那須町に申請できる子は以下になります。

1. 那須町にお住まいの子
2. 入園前までに那須町に転入する予定があり、転入先住所が決まっている子
(入園前までに住民票の移転が確認できない場合は入園できません。)
3. 上記1・2のどちらかで妊娠中の子

申請について



令和8年度、1次募集の入園申込期間

令和7年9月1日（月）～10月31日（金）です。

令和8年度、2次募集の入園申込期間

令和7年11月4日（火）～令和8年1月20日（火）です。

1次募集申請者の入園決定後に審査となりますのでご注意ください。

2次募集期間以降の令和8年度中の途中入園申込について

2次募集をすぎた入園は、令和8年度中、途中入園と同じ取り扱いとなります。入園を希望する月の前々月初日～月末最終日の間に必要書類をそろえて申込みをしてください。

（1日が土日祝等の場合はその次の平日から。月末最終日が土日祝日等の場合はその前日の平日まで。）
例 令和8年8月入園希望→令和8年6月中の平日

町外施設へ入園を希望される方へ

- ・那須町にお住まいの子が町外施設を利用するときも、申請先は那須町になります。
- ・施設所在市区町村の申請締め切り日の10日前までに那須町に申請してください。
（年度途中入園の場合も同様となります。）
- ・申請の様式等は基本的にすべて那須町様式で申請してください。
- ・那須町にお住まいであり、町外の保育施設入園（広域入所）希望の場合、申請先は那須町ですが、選考は施設所在自治体が行いますので該当する自治体在住者より入園審査が不利となる場合があります。また結果通知につきましても自治体によりますが、2月または3月頃となる場合があります。

町内保育施設への申込みから入園まで



1	支給認定申請・ 入園申込み	3ページに記載の必要書類を那須町役場の開庁時間内にこども未来課に提出してください。
2	結果通知 12月末頃	入園についての結果をお知らせします。 （入所承諾通知書・入所保留通知書等）
3	オリエンテーション 1月以降	入園準備と保育園生活の詳細について入所園にて説明します。 途中入園のお子さまは入園月のおおよそ前月に実施します。
4	入園 令和8年4月～	集団生活への適応などを目的として、慣らし保育（短時間でのお預かり）を実施し、徐々に保育時間を長くしていきます。

必要書類（２・３号認定を受けて保育施設を利用する場合）

1. 保護者及び、入園希望者分の以下のいずれかの書類の持参

- マイナンバーカード ○マイナンバー通知カード
○個人番号通知書 ○個人番号記載の住民票の写し

2. 申請者の身元が確認できる顔写真付きの以下のいずれかの書類の持参

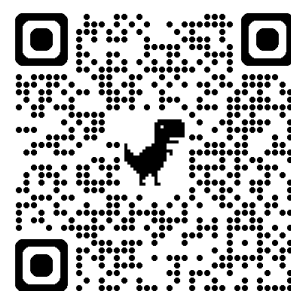
- マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

3. 支給認定申請書・入園申込書（兼保育児童台帳）（19ページ参照）

4. 保育が必要な理由を証明するもの

保護者分の証明が（ひとり親世帯は1人分）必要になります。

※同時に2人以上の入園申込みをする場合はコピーを添付することができます。



那須町HPリンク先



理由	詳細	① 認定区分②期間	必要書類
就労	一か月の就労時間が 48～120 時間未満	① 保育短時間認定 ② 雇用期間内	就労証明書
	120 時間以上	① 保育標準時間認定 ② 雇用期間内	
妊娠・出産	期間は出産予定日の8週 前の日が属する月の初日 ～出産日の8週後の翌日 が属する月の末日	① 保育標準時間認定 ② 左記詳細のとおり	母子手帳の写し (表紙と、分娩予定日がわかる ページ)
疾病・障害	保護者が疾病または負 傷している若しくは精 神的、身体的障害を有し ていること	① 保育短時間認定 ② 理由による期間	通院・入院証明書 または障害者手帳の写し
介護等	同居の親族を常時介護ま たは看護していること	① 保育短時間認定 ② 理由による期間	通院・入院証明書 看護・介護申告書
災害復旧	災害の復旧に当たって いること	① 保育標準時間認定 ② 理由による期間	罹災証明書の写し
求職活動	継続的に行っているこ と	① 保育短時間認定 ② 認定後 90 日が経過 する日の月の末日	就労予定申立書
就学		① 保育短時間認定 ② 理由による期間	在学証明書の写し
虐待・DV		① 保育標準時間認定 ② 理由による期間	児童相談所、子育て支援センタ ーの意見書等

※ 申請書等に不備があると申請受付できません。よくご確認のうえ、ご提出ください。

※ 書類はこども未来課窓口・町内各保育施設・ホームページにて配布しています。

お願いや確認事項



次のような場合には、すみやかにこども未来課、又は在籍園にご連絡ください。

1. 入園申請の取消、退園や転園を希望する場合。
2. 居住地、勤務先の変更や、保育必要理由に変更がある場合。（例→ 就労→出産、妊娠）
3. 世帯状況が変わった場合。（婚姻、離婚、別居、養子縁組等）
4. 障がい等による医療機関等の意見書や診断書等の証明書がでた場合。

確認事項

1. 毎年入所継続に伴う書類（現況届）の提出が必要となります。この書類を特別な理由なく指定の期日までに提出されない時は、継続できない場合がありますのでご注意ください。
2. 施設により活動費などその他の費用を徴収する場合があります。
3. 審査の結果、第1希望の保育園に入園決定とならない場合もあります。また空きがない場合は入所ができないこともあります。
4. 入園日は月の初日（1日）になります。

保育標準時間と保育短時間認定について



保育標準時間認定・・・1日最長11時間（午前7時30分～午後6時30分）

保育短時間認定・・・・・・1日最長8時間（午前8時30分～午後4時30分）
（那須町保育施設の場合の時間設定となっています。）

- 勤務状況等により認定を受けた保育時間を超えて利用する場合は、保育園の開園時間内において、申込みにより延長保育を利用することができます。（別途延長保育料がかかります）
- 保育標準時間認定、保育短時間認定について確認したいことなどございましたら、こども未来課までご連絡ください。

育休中の慣らし保育の認定（短時間でのお預かり期間）



- 育児休業から職場復帰をするとともに保育園の利用を希望する場合は、職場復帰する月の前月初日から入園できます（短時間認定）。ただし、保育園の対象年齢や4月中に職場復帰するなどの条件により、前月からの入園ができない場合があります。

（例）
職場復帰が5月1日→4月1日から入園できる。（保育短時間認定）
職場復帰が4月1日→4月1日から入園となる。

病児、病後児保育について

- 那須町に住所を有するお子さまが一時利用できるサービスとなります。
- 利用にあたっては事前に登録等が必要となります。
- 対象となる症状、年齢、時間、利用料や申請の方法など詳細については那須町ホームページリンク先をご参照ください。



那須町 HP リンク先

そのほか特別な配慮が必要な場合について

- 医療的ケア児、身体的障がい児等、特別なケア、配慮が必要なお子さまにつきましては、事前にご相談くださいますよう、お願いいたします。

Q&A



Q. 保育園の空き状況が知りたいのですが。

A. こども未来課へお問い合わせください。

Q. うちの子は何歳児でどのクラスに入るのでしょうか？

A. 以下ようになります。

0歳児→令和8年度生まれ

3歳児→令和4年度生まれ

0歳児→令和7年度生まれ

4歳児→令和3年度生まれ

1歳児→令和6年度生まれ

5歳児→令和2年度生まれ

2歳児→令和5年度生まれ

Q. 求職活動中でも入園の申し込みはできますか？

A. 求職活動でも申し込みできます。ただし求職活動の認定期間は約3ヶ月です。その期間内に変更申請及び就労証明書を提出してください。

Q. 出産予定日が7月26日なのですが、保育園に入園できますか？

A. 妊娠・出産が保育を必要とする理由の場合、予定日の8週前の日が属する月の初日～出産日の8週後の翌日が属する月の末日までとなっています。

この場合、予定日の8週前の日が5月31日ですので、予定どおりの出産ですと、5月1日から入園することができます。



利用者負担額



- ① 1号、2号認定（3歳以上）児童の利用者負担額は、教育・保育の無償化により無償となります。なお、3号認定の児童が年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合、2号認定に切り替わりますが、無償化の対象は翌年度の4月からとなります。
 - ② 3号認定（0～2歳）児童の利用者負担額は、児童の年齢、支給認定区分、世帯の市町村民税所得割額[※]などを基に算定されます（6ページの利用者負担額（保育料）・副食費・主食費 月額一覧表（以下「月額一覧表」という。）参照）。
なお、利用者負担額の算定は、4月と9月の2回行います。
令和8年4月～令和8年8月分：令和7年度の市町村民税所得割額に基づく算定
令和8年9月～令和9年3月分：令和8年度の市町村民税所得割額に基づく算定
[※] 住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額となります。
- 月額一覧表の階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員（祖父母等）が家計の中心者である場合は、家計の中心者（原則として世帯での合計所得金額が一番高い方）の市町村民税所得割額も合計額に含みます。
- 月額一覧表の児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う児童が2人以上いる場合、最年長の児童から順に数えます。
- ただし、ひとり親世帯等[※]のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順に数えます。
- [※] 「ひとり親世帯等」とは母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。
- 市町村民税非課税世帯については、利用者負担額が無償となります。
- 小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う児童が2人以上いる場合、第2子の利用者負担額が半額、第3子以降は0円となります。
- 町では、2人以上の児童を育てている世帯に対し、第2子以降の利用者負担額を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

副食費（おかず・おやつ代）・主食費



- 1号、2号認定（3歳以上）児童の副食費・主食費は、施設ごとに金額が決定され、実費徴収されます。
- 3号認定（0～2歳）児童の副食費・主食費は、利用者負担額に含まれますので、別途徴収されることはありません。
- 市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯及びひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯並びに全ての世帯の第3子以降の児童は副食費が免除されます。
なお、副食費免除に係る市町村民税所得割額の判定は、4月と9月の年2回行います。
令和8年4月～令和8年8月分：令和7年度の市町村民税所得割額に基づく判定
令和8年9月～令和9年3月分：令和8年度の市町村民税所得割額に基づく判定
- 町では、3人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降の副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

納入方法について



利用者負担額、町立保育園の副食費及び主食費の納入は口座振替とさせていただきます。忘れずにお申込みください。

取扱金融機関

足利銀行・栃木銀行・大田原信用金庫・那須信用組合・那須野農業協同組合
福島銀行・白河信用金庫・ゆうちょ銀行

問い合わせ先



〒 329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13
那須町こども未来課 保育係 Tel 0287-72-6959



利用者負担額・副食費・主食費 月額一覧表

【教育標準時間認定（１号）】

階層区分		児童区分	3歳以上		
			教育標準時間		
			利用者 負担額	副食費 (※2)	主食費 (※3)
1	生活保護世帯等	—	0円	免除	実費
2	市町村民税 非課税世帯	第1子	0円	免除	実費
		第2子	0円	免除	実費
3	市町村民税 所得割課税額 77,101円未満	第1子	0円	免除	実費
		第2子	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等 (※4)	0円	免除	実費
4	市町村民税 所得割課税額 211,201円未満	第1子	0円	実費	実費
		第2子	0円	実費	実費
		ひとり親世帯等 (※4)	0円	実費	実費
5	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	第1子	0円	実費	実費
		第2子	0円	実費	実費

(※1) 3歳未満の利用者負担額（保育料）には副食費及び主食費が含まれています。

(※2) 「副食費」とは、おかず・おやつに係る費用のことをいい、「免除」の場合は月額4,900円を上限として免除されます。

(※3) 「主食費」とは、ごはん・めん類等に係る費用のことをいいます。

(※4) 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。

(※5) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、副食費が免除となります。

【保育認定（２・３号）】

階層区分定義	児童区分	3歳以上			3歳未満(※1)	
		標準時間・短時間			標準時間	短時間
		利用者負担額	副食費(※2)	主食費(※3)	利用者負担額	利用者負担額
1	生活保護世帯等	—	—	—	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	第1子	0円	免除 実費	0円	0円
	第2子	0円	免除 実費	0円	0円	0円
	ひとり親世帯等(※4)	0円	免除 実費	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	第1子	0円	免除 実費	14,000円	13,000円
	第2子	0円	免除 実費	7,000円	6,500円	
	ひとり親世帯等(※4)	第1子	0円	免除 実費	5,000円	5,000円
		第2子	0円	免除 実費	0円	0円
	市町村民税所得割課税額77,101円未満	第1子	0円	実費(※5)	24,000円	23,000円
4a	市町村民税所得割課税額77,101円未満	第2子	0円	実費(※5)	12,000円	11,500円
	ひとり親世帯等(※4)	第1子	0円	免除 実費	5,000円	5,000円
		第2子	0円	免除 実費	0円	0円
4b	市町村民税所得割課税額97,000円未満	第1子	0円	実費 実費	24,000円	23,000円
	第2子	0円	実費 実費	12,000円	11,500円	
5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第1子	0円	実費 実費	32,000円	31,000円
	第2子	0円	実費 実費	16,000円	15,500円	
6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	第1子	0円	実費 実費	35,000円	34,000円
	第2子	0円	実費 実費	17,500円	17,000円	
7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	第1子	0円	実費 実費	38,000円	37,000円
	第2子	0円	実費 実費	19,000円	18,500円	
8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	第1子	0円	実費 実費	41,000円	40,000円
	第2子	0円	実費 実費	20,500円	20,000円	

利用者負担額の算定について

- ① 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員(祖父母等)が家計の中心者である場合は、家計の中心者の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く。)を控除する前の金額になります。
- ③ 利用者負担額の切り替え時期は4月と9月の年2回となります。
・4～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料 ・9～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料
- ④ 児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもが第1子(全額)、2人目の子どもが第2子(半額)、3人目以降は0円となります。
- ⑤ ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。
- ⑥ 年齢の計算は4月1日を基準日とします。年度中は基準日における年齢に応じた利用者負担額を適用します。
- ⑦ 「第2子以降保育料等免除事業」について
町では、おおむね18歳未満の児童を2人以上または3人以上育てている世帯に対し、第2子以降の保育料、第3子以降の副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要となります。※学業に従事している18～22歳のご兄弟を第1子としてみなす場合があります

保育実施基準表

指数1（保育を必要とする事由）

事由区分		保護者の状況	基準点数	
			父親	母親
1	就労	月150時間以上の就労を常態（週5日就労の場合：1日7.5時間以上の就労）	10	10
		月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	9	9
		月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日6時間以上7.5時間未満の就労）	8	8
		月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	7	7
		月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	6	6
		月60時間以上80時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日3時間以上4時間未満の就労）	5	5
		月48時間以上の内職をしている場合（週5日就労の場合：1日2.4時間以上3時間未満の就労）	4	4
		月48時間以上60時間未満の就労を常態	3	3
2	妊娠・出産	出産月を基準とする前後4ヶ月で休養を要するために保育できない場合	-	10
3	障がい	概ね1ヶ月以上の入院（*入院予定含む）	10	10
		常時臥床、精神性、感染性等で症状が重く保育が困難	9	9
		上記のもの以外で常時安静が必要	8	8
		一般療養中の場合	7	7
		身体障害者手帳所持者及び同程度と判断できるもの	10	10
4	看護 介護	概ね1ヶ月以上親族の入院に付き添っているもの	10	10
		週5日以上の病院・施設の通所・入院付き添い	9	9
		その他の介護・看護	8	8
5	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている	10	10
6	求職中	求職活動をしている者（認定の日から90日経過した日の属する月末まで）	1	1
7	就学等	技能取得のため就学している場合（継続的なもので趣味的なものを除く）	5	5
8	虐待・DV	児童の虐待・DVを受けている（恐れがある）場合	10	10
9	その他	死別、離別、行方不明等	10	10
		上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育に当たれない場合	状況により判断	

指数2

指調 数整	主な状況	
加算	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯	+8
	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭として教育・保育施設に就労（予定を含む）している	+5
	兄弟が保育園に在園している場合	+4
	地域型保育の対象年齢（満3歳未満）でなくなり、入園する場合	+3
	障がいを持つ児童で健常児の中で保育する事が望ましい者	+3
	兄弟が同時に入園申込をした場合	+3
	生活保護法適用世帯	+2
	第3子以降が入園申込をした場合	+1
	統廃合による転園	+3
減算	町や施設に相談なく、在園児（卒園児）の保育料の未納がある場合	-10
	上記以外で在園児（卒園児）の保育料の未納がある場合	-7

●選考過程

指数1と指数2の合計点数が高い方から選考する

●指数合計が同点の場合の優先順位

第1段階	保育を必要とする理由の優先順位 就労>妊娠出産>疾病障害>介護看護>就学>求職
第2段階	指数1の点数が高い順
第3段階	入所希望月が早い順
第4段階	待機期間の長い世帯
第5段階	児童が多い世帯 (入所年度4月1日時点で18歳まで)
第6段階	町民税所得割額が低い世帯

指数1	父		指数2	
	母		合計	

町内の教育・保育施設一覧



		所在地	電話番号 (0287)	開 園 時 間 (平日)	開園時間 (土曜日)	対 象 年 齢 (月齢)	定員
幼稚園 【私立】	那須みふじ 幼稚園	高久甲 6394-1	62-1350	7 : 30 ~ 18 : 00 預かり保育 を含む		2歳児以上 (預かり保 育を含む)	45
こども園 【私立認定】	認定こども園 那須幼稚園	寺子乙 2599-3	72-0184	7 : 30 ~ 18 : 30	7 : 30 ~ 18 : 30	5か月以上	教育 10 保育 30
【私立保育園】	那須高原 保育園	湯 本 430	76-3198	7 : 30 ~ 19 : 00	7 : 30 ~ 18 : 30	4か月以上	60
	なすのそら 保育園	高 久 甲 3358-10	74-3710	7 : 30 ~ 19 : 00	7 : 30 ~ 18 : 30	4か月以上	110
【公立保育園】	黒田原第1 保育園	寺子丙 71-4	72-0753	7 : 30 ~ 19 : 00	7 : 30 ~ 18 : 30	7か月以上	140
	黒田原第2 保育園	寺子丙 719-3	72-0306	7 : 30 ~ 19 : 00	黒田原第1保 育園に準ずる	1歳児以上	80
	伊王野保育園	伊 王 野 1564	75-0316	7 : 30 ~ 18 : 30	7 : 30 ~ 18 : 30	7か月以上	90
	千振保育園	豊 原 丙 4928	77-0727	7 : 30 ~ 18 : 30	7 : 30 ~ 18 : 30	1歳児以上	60

対象年齢

- ・〇か月以上…入所月中に対象月齢となることを指します。
- ・〇歳児以上…入所年度4月2日に対象年齢となっていることを指します。

※公立保育園の土曜日保育については、実施園や時間が一部変更になる場合があります。

○ 公立保育園の運営適正化・整備計画について

黒田原第2保育園は令和9年4月、黒田原第1保育園に統合になります。

つきましては、黒田原第2保育園の令和8年度新規入園申込は統合前に卒園ができる5歳児のみとなりますので、申請の際はご注意ください。



学校法人那須内海学園

那須町高久甲6394-1

那須みふじ幼稚園

TEL: 0287-62-1350

FAX: 0287-62-1353



みどりの森のたのしい幼稚園
知情意のバランス・素直な人格形成

恵まれた自然環境の中、「7つの柱」（手本と模倣、縦割り保育と社会性、感覚への豊かな刺激、自発的な運動、創造性の源としての想像力、リズム、個を育てる伝統文化）にもとづく保育を行っています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

www.nasu-mifuji.ed.jp



認定こども園 那須幼稚園



【施設情報】

- 所在地：〒329-3215 栃木県那須郡那須町
大字寺子乙2599-3
- 電話：0287-72-0184
- メールアドレス：nasuyouchien@tkcnet.ne.jp
- 開園時間：7:30～18:30
- 利用定員・入所年齢：40人・5ヶ月～
見学は随時受け付けております。
お気軽にご連絡ください。

園の目標

いつも明るく
元気な子ども

だれとでも仲良く
遊べる子ども

根気強く
積極的な子ども

【春】さんぽ



【秋】芋ほり



【夏】すいか割り



【冬】雪あそび



【園の特色・地域との交流】

- 豊かな自然、広い保育室と広い園庭でのびのびと沢山遊ぶことができます。
- 愛情深い教職員とともに、様々な活動を通して心身共に豊かな学びにつながる保育を行っています。
- 幼児組は体操・習字・英会話の他、ピアノや制作、お遊戯、野菜作りなどにも挑戦しています。
- 近隣の小・中学校との交流もあり、異年齢児との関わりができます。
- 学童保育(黒田原小)があるので、0歳から12歳までお預かりできます。

詳しくはHPへ！





子どもたちの毎日は子どもたちの物…
今しか出来ない子どもたちの発見と感動
を大切にしたい…

保育目標

- ・よく食べ よく眠り よく遊ぶ 笑顔あふれる 子どもたち
- ・豊かに感じ、考え、行動できる子どもたち
- ・生きる喜びを知り、困難に立ち向かう子どもたち
- ・仲間の中で、自分を愛し 人を愛せる子どもたち



みんなが食べる味噌を作るのは、虹(年中)さんの仕事。今年は栄養豊富な黒豆を使って作りました。秋の蓋開けが楽しみ。

毎月の誕生会のお祝いは、大空(年長)さんの炊くお赤飯…



本気で走ることの心地よさを感じて… 風になる

施設情報

所在地 那須郡那須町湯本430
電話 FAX 番号 0287-76-3198
利用定員 55名
入所年齢 3ヵ月～

那須高原保育園は、6歳までの子育てを人間の土台作りと考えて、日々の保育をしています。それは、樹にたとえれば、根っこと中心の幹をできるだけ豊かに太らせることだと言えます。人間の発達の道筋は、どの子にも同じようにあります。その道筋を急がせることなく…、ゆっくり、じっくり、丁寧に 五感豊かに経験させ、一人ひとりのこどもたちの笑顔が輝くよう、誰もが主人公になれるよう、子ども達を真ん中に、みんなで作る保育園でありたい…。

社会福祉法人 千駒会 なすのそら保育園



野菜の植え付け



みずたまりあそび



Aコース～Dコースのお散歩



保育園の特色・地域との交流

自然に囲まれた環境の中で、子どもたちがのびのびと成長できる保育園です。遊びの中から見たり、聞いたり、触ったり五感を使ってたっぷりと環境と関わることを大切にしています。

◎外部講師によるリトミック教室(幼児組)、サッカー教室・お茶のお稽古(年長児)を取り入れています。

◎系列園であるおおたわら保育園との交流・隣接している高久小学校との交流もしています。



寒天あそび



つめたーい！
感触を楽しんでいます



室内でもたくさん体を動かして遊びます



お絵かきの部屋



サッカー教室



リトミック教室



お茶のお稽古

施設情報

- ◎利用定員・・・110名
- ◎保育対象年齢・・・3か月～
- ◎病後児保育
(看護師が常駐しています)

〒325-0001

那須郡那須町大字高久甲

3358-10

TEL 0287-74-3710

FAX 0287-74-3711

保育理念 こころを育てる

保育目標

1. 遊びの中で学ぶことを覚える
2. 遊びの中にもルールや規則があることを知る
3. 遊びの中から善悪の区別を理解する
4. 遊びの中から命の尊さを学ぶ
5. 遊びの中から思いやりのある心を育てる

黒田原第1保育園



施設情報

所在地: 那須郡那須町大字

寺子丙71-4

電話・FAX番号 0287-72-0753

開園時間 午前7:30～午後7:00

利用定員: 140人

入所年齢: 7ヵ月～

～園の目標～

- ・めとめがあうと うれしいね
「おはよう」「さようなら」「ありがとう」
- ・やってみよう どきどきわくわく
「それいいね」
- ・きいてみよう みんなのおはなし
「ピン・ポン・パン」

スペシャルデー(誕生日)



やってみよう!
いろいろチャレンジ!

自然体験教室



0歳児保育



図書館訪問



第2保育園との交流



小・中・高校生との交流



保育園の特色・地域との交流

- 地域や小・中・高校生との交流を通し、いろいろな人との関わりを楽しんでいます。
- 黒田原第2保育園との交流会を通し、新しい友達と一緒に遊び関わりを楽しんでいます。
- 近隣の公園や野山へ散歩に出かけ、自然への好奇心、探究心を育てています。
また、野菜の栽培や身近な動植物にも興味・関心を持てるような活動を行っています。
- 「やってみよう!」「やってみよう!」の気持ちを大切に、自ら育つ力を伸ばしていきます。
- 絵画制作・運動あそび・リトミックなど、友達と様々な経験をする中で意欲や自信、協調性を育てています。

黒田原第2保育園



施設情報

所在地：那須郡那須町大字寺子丙719-3

電話・FAX番号 0287-72-0306

開園時間 午前7:30～午後7:00

利用定員：80人

入所年齢：1歳児～

～園の目標～

－生きる力の基礎を育む－

・いっぱい わらおう

いっぱい あそぼう

とことんやってみよう！



土の硬さはこのくらい
かな・・・

僕はこんな風に並べて



ダンゴムシの赤ちゃん…
いっぱいいるなあ



どんな虫がいるか？
調べてみよう



保育園に生えてたキノコ、
図鑑に載っているかな？



新幹線、すごくはやいね！！



大きな紙にみんなで
ぺたぺた たのしいね
お空かな？ 海かな？
何ができるか？想像が
ふくらむね😊

保育園の特色・地域との交流

- 新幹線を間近に見ることができ、散策の目的地になる場所がたくさんあり
子どもたちの刺激となっている
- 小規模でアットホームな保育環境である
- 保育参加での保護者同士の交流
- 近くの施設（やわらぎ）にあいさつをしたり畑作業をみたりすることができる

伊王野保育園



～保育目標～

- ・わくわく！どきどき！やってみよう！
- ・はる なつ あき ふゆ あるいてみよう♪
- ・たいせつにしよう

じぶんのきもち ♥ みんなのきもち

広々とした園庭や部屋で友だちや保育士と好きな遊びを通して、いろいろな発見をしています。



<散策活動>

0歳児～5歳児のどのクラスも、年齢にあったコースで散策に出掛けています。自然の中でいろいろな発見したり、考えて遊んだり、友だちと楽しさを共有したり、ダイナミックに遊んだり・・・自然で遊ぶ醍醐味を味わっています。



施設情報

所在地：那須郡那須町伊王野1564
電話・FAX番号 0287-75-0316
開園時間 午前7：30～午後6：30
利用定員：90人
入所年齢：7ヶ月～



<保育参加>

保護者が保育士になって普段の保育に参加してもらい、集団生活での子どもの成長を感じてもらうことを目的としています。



<クラス会議>

行事のことなど、みんなで意見を出し合って決めていきます。時にはなかなか決まらない時も…。いろいろな意見に耳を傾けて、お互いの気持ちを知ることが大切。すぐに答えが出なくても、みんなで考えていくことで見えてくることもあります。



保育園の特色・地域との交流

- ・園庭に草花が咲き、小さな生き物がいたり、散策場所が数多い地域で、日々の身近な自然とのふれあいや経験の積み重ねの中で、子どもの好奇心・探求心・豊かな感受性を育てています。
- ・城跡や寺院に行き、文化にふれたり、地域祭りの参加や文化祭への出展、見学など地域につながる体験を大切にしています。
- ・伝統の行事や地域交流できる機会（花祭り、温泉神社付け祭り、藍染め体験、ふれあいルーム、三味線演奏など）や散歩を通して地域の人たちと挨拶をしたり交流しています。

千振保育園



施設情報

所在地：那須郡那須町大字豊原丙
4928

電話・FAX番号 0287-77-0727

開園時間 午前7:30～午後6:30

利用定員：60人

入所年齢：1歳児～

～園の目標～

- じょうぶな体 げんきな心
 - ・ぞうきんがけ・自然の中でのびのびと
- 手と手つないで いっしょにあそぼう
 - ・わらべうたあそび
- 目と目であいさつ あったかいね
 - ・伝えあおう やさしい気持ち



わらべうたあそび



ぞうきんがけ



誕生日スペシャル



自然体験活動



食育

絵本の世界から
食への興味へ



～保育園の特色・地域との交流～

- ・那須岳を背に雄大な自然の中、身近な自然体験活動などを通して自然を大切にする気持ちや、豊かな感性を育てています。
- ・異年齢児とのつながりを大事にし、わらべうたあそび、リトミックや雑巾かけを一緒にすることにより、共に過ごす楽しさを味わえるよう工夫しています。
- ・野菜の栽培やクッキングを通して食育活動をしたり、伝統行事や地域の文化に触れ、成長の喜びを感じられるような活動をしています。

記入例

支給認定申請書・入園申込書（兼保育児童台帳）

那須町長 様

次のとおり、子どものための教育・保育給付に関する支給認定申請書が提出されたこと、本市が子どものための教育・保育給付に関する支給認定に必要な市帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額に付し、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

		申請年月日		R〇年 10月 17日	
保護者	フリガナ	ナス タロウ		(連絡先) 優先連絡先 ☒ 父 ☐ 母	
	氏 名	那須 太郎		(父)090-8888-8888 (母)090-5555-5555	
	住 所	(〒 329-3215) 那須町大字寺子乙2566-1			
	1月1日の住所 (1~3月申請の場合は前年)				
申請児童	フリガナ	ナス ハナコ		性 別	男 ・ (女)
	氏 名	那須 花子		年 齢	2 歳(入園年4月1日時点)
	個人番号	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	生年月日	R4 年 4 月 2 日生	
保育の希望の有無	(有)	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）			
	無	幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）			

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入して下さい。

保護者の状況	続柄	保育の利用を必要とする理由		備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他 ()		
	母	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他 ()		

②世帯の状況（本人、祖父母、おじ、おばは除く。）

ひとり親世帯等の有無		(無) ・ 有 (☐ ひとり親世帯等 ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯)					
生活保護の適用の有無		(無) ・ 有 (年 月 日 保護開始)					
区分	氏 名	生年月日	年齢	性別	児童との続柄	勤務先名 又は学校名等	勤務先等の 連絡先
児童の世帯員	(フリガナ) ナス タロウ 那須 太郎 個人番号(両親のみ記載) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 2	H1年2月3日生	36	(男) 女	父	〇〇株式会社	0287-〇〇- 〇〇〇〇
	(フリガナ) ナス カヤメ 那須 芽芽 個人番号(両親のみ記載) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7	H2年3月4日生	35	男 (女)	母		
	(フリガナ) ナス ソウイチロウ 那須 宗一郎	H23年4月7日生	13	(男) 女	兄	〇〇中学校	
	(フリガナ) ナス アヤコ 那須 綾子	H28年7月6日生	8	男 (女)	姉	〇〇小学校	
	(フリガナ) ナス カズヤ 那須 和也	R3年9月22日生	3	(男) 女	兄		
	(フリガナ)	年 月 日生		男・女			

③祖父母の状況

区分	氏 名	生年月日	年齢	性別	同居・別居の別	住所（別居の場合）	職業等
父 方	(フリガナ)キュービ ノブヨシ 九尾 信義	S39年3月30日生	60	☒ 男 ☐ 女	同居・ ☒ 別居	那須塩原市〇〇町123-56	
	(フリガナ)キュービ カズコ 九尾 和子	S39年7月16日生	60	男 ☒ 女	同居・ ☒ 別居	那須塩原市〇〇町123-56	
母 方	(フリガナ)ナス オトジロウ 那須 音次郎	S40年11月21日生	59	☒ 男 ☐ 女	☒ 同居・別居		
	(フリガナ)ナス キクエ 那須 きく江	S40年2月6日生	60	男 ☒ 女	☒ 同居・別居		

④申請児童の情報

障害者手帳の情報	☒ 無 ・ 有（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
アレルギー情報	無 ・ ☒ 有（たまごアレルギー 犬アレルギー）
発達に関する心配等	無 ・ ☒ 有（離乳食が進まない。）
保育料の滞納状況	☒ 無 ・ 有
きょうだい同時の入園申込	無 ・ ☒ 有（きょうだい児童の氏名 那須 和也）
出産予定について	☐ 予定なし ☒ 予定あり（出産予定日 R〇年 3月 15日）

⑤利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名等

利用を希望する期間	R〇年 5月 1日 から ☐ 年 月 日 まで ☒ 小学校就学前 まで
希望する 利用曜日・時間	利用曜日 ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 利用時間 8時 30分 から 16時00分 まで
利用を希望する施設 (事業者)	施設（事業者）名 第1希望 ○〇保育園 第2希望 △△保育園 第3希望 □□保育園 希望理由（*1） 自宅から近いため 勤務先から近いため 通勤経路上にあるため

（*1）小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

* 施設記載欄（園等を経由して町に提出する場合）

受付年月日	年 月 日
施設（事業者）名	（施設・事業所番号： ）
担当者氏名	
入所契約等の有無	有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定））） ・ 無
備考	

* 町記載欄

受付年月日	年 月 日
入所の可否、保留	認定区分等
可 ・ 否 ・ 保 （ ☐ 第1希望 ☐ 第2希望 ☐ 第3希望 ）	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 （ ☐ 標 ☐ 短）
入園施設	備考
入所期間	年 月 日 ～ ☐ 年 月 日 ☐ 小学校就学前まで
解除年月日	年 月 日
解除実施理由	1 保育実施期間満了 2 家庭保育 3 転出 4 その他



那須町こども未来課